

証明書に
関する
注意事項

通学証明書類を添付する際は必ず下記注意事項を全てお読みください。

定期券の申請にあたって必要な通学証明書類は（１）～（３）のいずれかとなります。
また、添付いただけるファイルはPASMOアプリで撮影したもののみとなります。
※既に用意しているファイルを添付することはできません。

（１）通学証明書

（２）通学定期券購入兼用の学生証
※表裏両方の画像が必要です。

表

裏

（３）その他定期券発売事業者が
指定する様式による証明書
※一部のバス事業者のみの
取扱いとなります。

【注意事項】

- 通学証明書類は、記載が必要な欄のすべてに記載していただく必要があります。
記載事項に不足がある場合は、再申請が必要となります。
特に再申請が多い事例は以下のとおりです。申請の前に必ずご確認ください。
・鉄道およびバスの通学区間（経路）の記載がない（※１）
・通学証明書類の有効期限もしくは卒業予定年月日が確認できない（※２）
※１ 鉄道定期券とバス定期券の両方をご利用される場合は、個別に区間の記載をお願いいたします。
※２ 卒業予定年月日が確認できない場合は、通学証明書省略期限が設定されません。
- 通学証明書類に「定期券購入時は学生証と一緒に提示すること」などの記載がある場合は、
通学証明書類の画像に加え、必ず学生証の画像も一緒に添付してください。
学生証の画像が確認できない場合は、お申込みを受け付けることができません。
- （バス定期券の購入をご希望の場合）
全線定期券であっても、通学証明書類にはご利用のバス区間の記載が必要です。（一部のバス事業者を除く）
通学証明書類にバス区間の記載がない場合は、お申込みを受け付けることができません。
- 通学証明書類の撮影の際は、書類全体が鮮明に写るように撮影してください。
画像が不鮮明な場合、一部が欠けていたり隠されている場合や、書き換えの可能性がある場合は、
再度のご申請をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
なお、証明書の写真は証明書発行日から１ヵ月もしくは中学生の方に限り省略可能です。